地域支援事業（特に総合事業）の考え方

令和4年度　地域づくり加速化事業（全国研修）

東北こども福祉専門学院
大坂　純

CONTENTS

目　次

1　地域支援事業（特に総合事業）の概要・意義

2　実施に向けて持つべき視点

3　目指すべき効果・成果

4　具体的に行うこと

5　振り返り・まとめ

多面的な存在としての家族が地域で暮らす

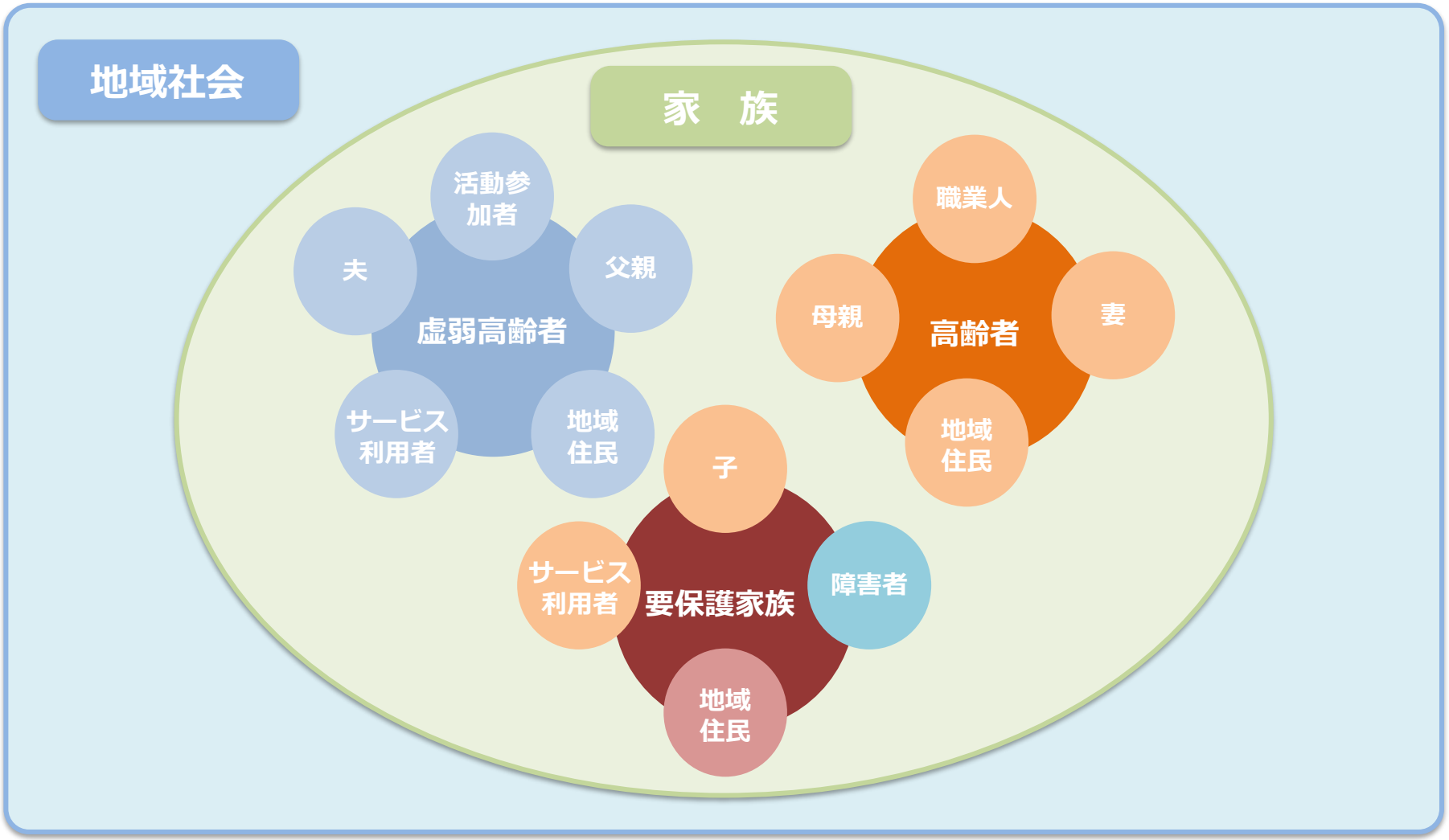

地域の変容

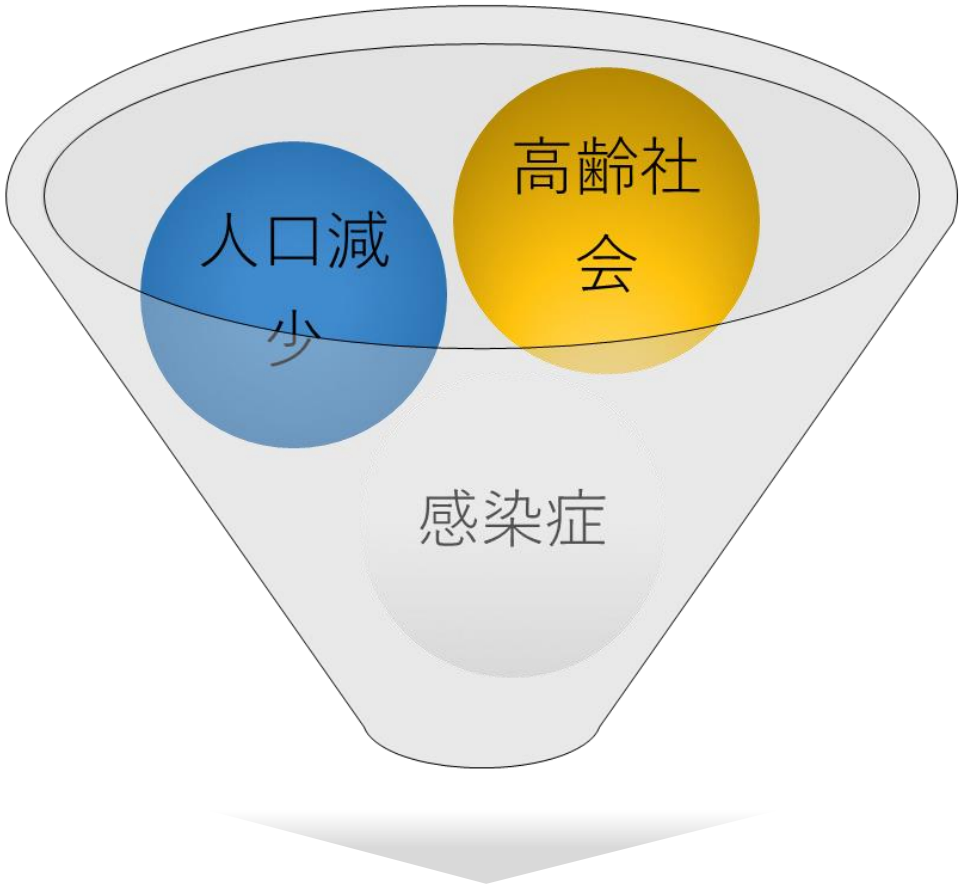

地域支援事業の考え方

『「地域」の変容』が起こっている

地域をデザインし直す必要性

高齢者施策分野のミッション→地域包括ケアシステムの構築

市町村のツール

地域支援事業

＜地域支援事業の2本柱＞

介護予防・日常生活支援総合事業
（要支援1～2、それ以外の者）

○ 介護予防・生活支援サービス事業
- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス（配食等）
- ・介護予防支援事業（ケアマネジメント）

○ 一般介護予防事業

包括的支援事業

○ 地域包括支援センターの運営
（左記に加え、**地域ケア会議の充実**）

○ **在宅医療・介護連携推進事業**

○ **認知症総合支援事業**
（認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業　等）

○ **生活支援体制整備事業**
（コーディネーターの配置、協議体の設置　等）

→今までは国が決めたサービスを使ってもらうものから、

市町村が地域の力を総動員してサービスを作ることができる

介護予防・日常生活支援総合事業の考え方

リソース

- 健康で自分らしく暮らし続けたい高齢者
- 地域にある自然な資源
  （住民のつながりや各種活動など、地域にある意識されていない資源）
- 暮らしの中にある他分野の資源
  （商店、企業をはじめ、暮らしの中で身近に存在する資源）
- 専門職
  （ただし、不足しがち）

資源をサービスとして捉え、活用するデザインが重要

他分野の方とも話しながら、リソースをアセスメントすることが大切

専門職に頼らなくても、地域のさまざまなリソースと手をつなぐことでいろいろなサービスを展開できる

- サービスA
- サービスB
- サービスC
- サービスD
- その他生活支援サービス
- 一般介護予防事業

→専門性の高いリソースを重度者に集中させていきながらも、
地域のリソースを総動員して地域で支え合うよう地域づくりを行う

市町村ごとのリソースの違いに合わせた地域のサービスづくり

包括的支援事業の考え方

- **地域包括支援センターの運営**
  ⇒総合相談支援、権利擁護、ケアマネジメントの支援、介護予防ケアマネジメントを実施
- **地域ケア会議の充実**
  ⇒保健医療や福祉の専門職等が参画し、個別事例や地域課題の検討を行う
- **在宅医療・介護連携推進事業**
  ⇒地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を実施
- **認知症総合支援事業**
  ⇒認知症初期集中支援チームによる支援と認知症地域支援推進員による地域の体制整備の実施
- **生活支援体制整備事業**
  ⇒生活支援コーディネーターの設置による地域資源の開発等

→これまでは地域の保健・医療・福祉に関わる専門職等のリソースも潤沢であり、
かつ地域の助け合いも強かったが、脆弱化が進んでいる

**包括的支援事業も活用し、地域全体を見渡しながら、
保険者を司令塔としてどのような状態像の方でも
その人らしく暮らすことのできる地域づくりを目指すことが重要**

介護保険制度の基本理念

第一章　総則

(目的)

第一条　この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(国民の努力及び義務)

第四条　国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努める とともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

２　国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする

介護保険法の重要キーワード

	阻害要因	促進要因
尊厳の保持	遠　慮	社会参加
自立支援	あきらめ	リハビリテーション（通所型Cなど）
重度化防止	知識不足	啓発広報

介護保険の捉え方

自立　要支援　要介護

チェックリスト該当　要支援　要介護

これまでの介護保険利用の方向

市町村が地域の力を総動員するために必要なこと

■ 地域づくりは１人ではできない

担当者は抱え込まない、担当者を孤立させない

■ 住民・行政・専門職・関係者との対話

対話を重ねて、ゴール設定が最初

■ ともにできること・できそうなことを協議

一人ひとりの「つぶやき」から「協議の場」へ

市町村ごとのリソースの違いに合わせた地域のサービスづくり必要なこと

■ 活動して出来ることを大切にする

分かることと出来ることの違いを理解する

■ つながり・共有して・つなげることができる

腑に落ちるコミュニケーション力の向上

■ 連携・協働・連動の意味を理解して活用できる

連携・協働・連動は、地域支援事業推進の重要事項

社会参加・生活支援・介護予防・認知症予防の連動で住民のありたい姿を実現

健康寿命リスクには、可逆性がある

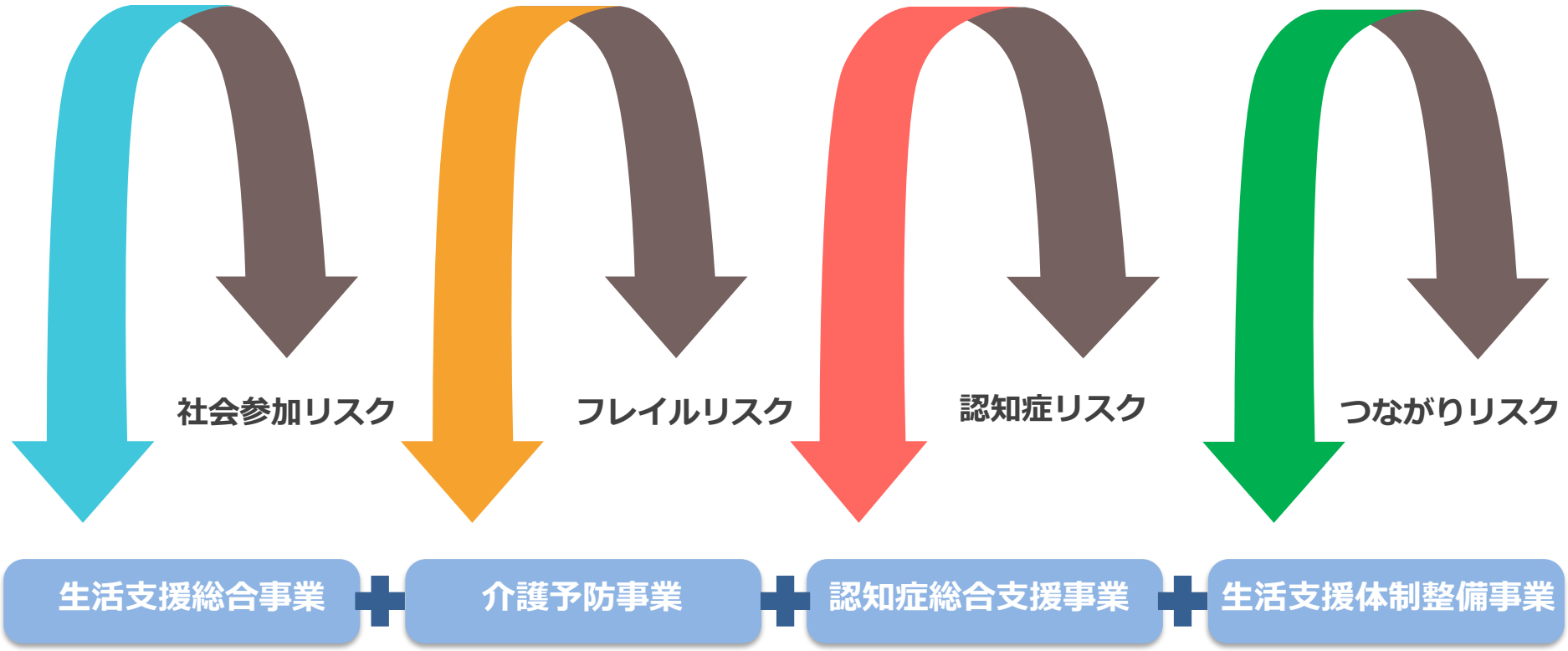

高齢者の機能レベルと介護予防の必要性

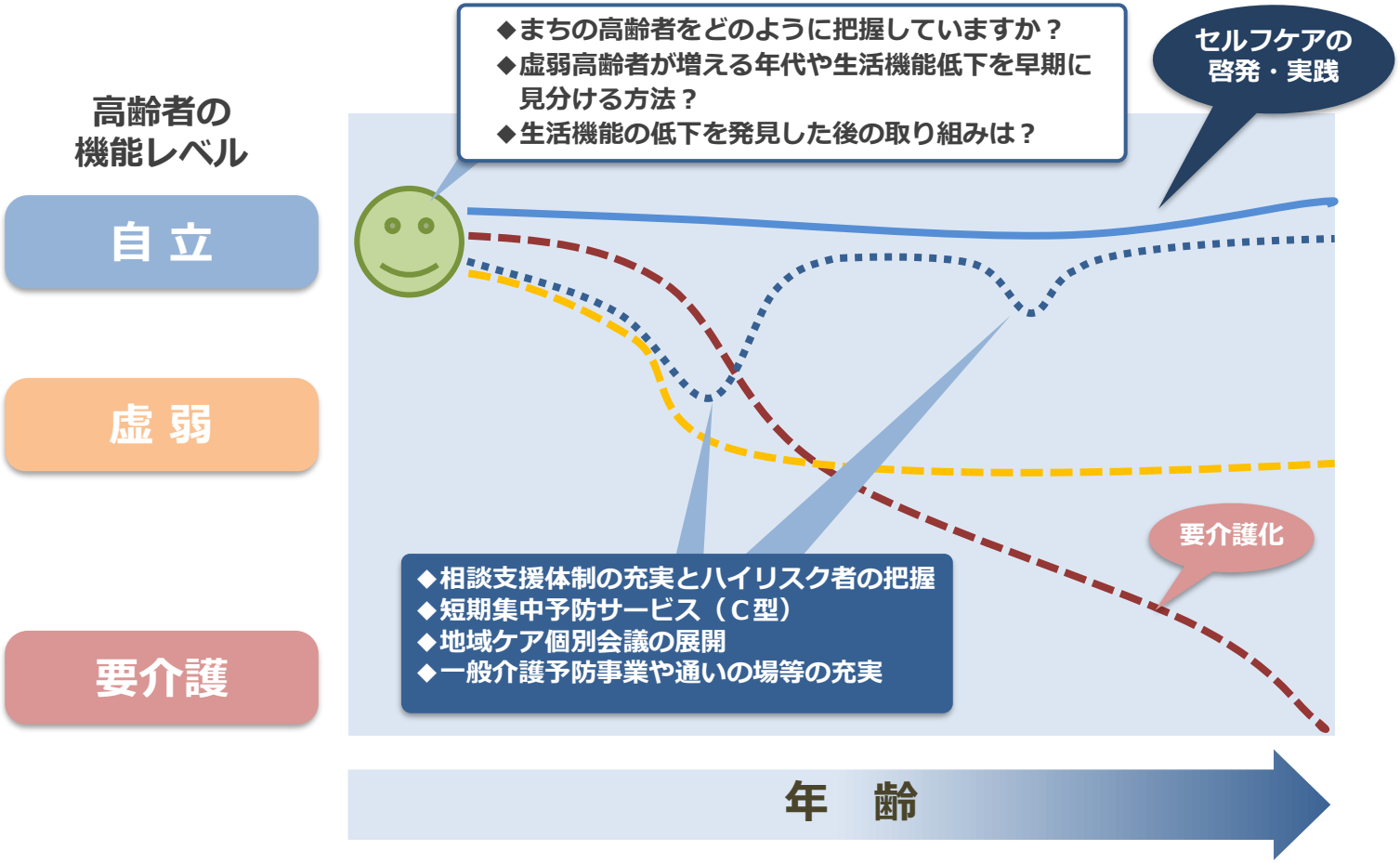

参照；地域包括支援センター運営マニュアル2訂（平成30年6月一般財団法人長寿社会開発センター）P239　一部改変

高齢者の機能レベルと地域支援事業の関係性

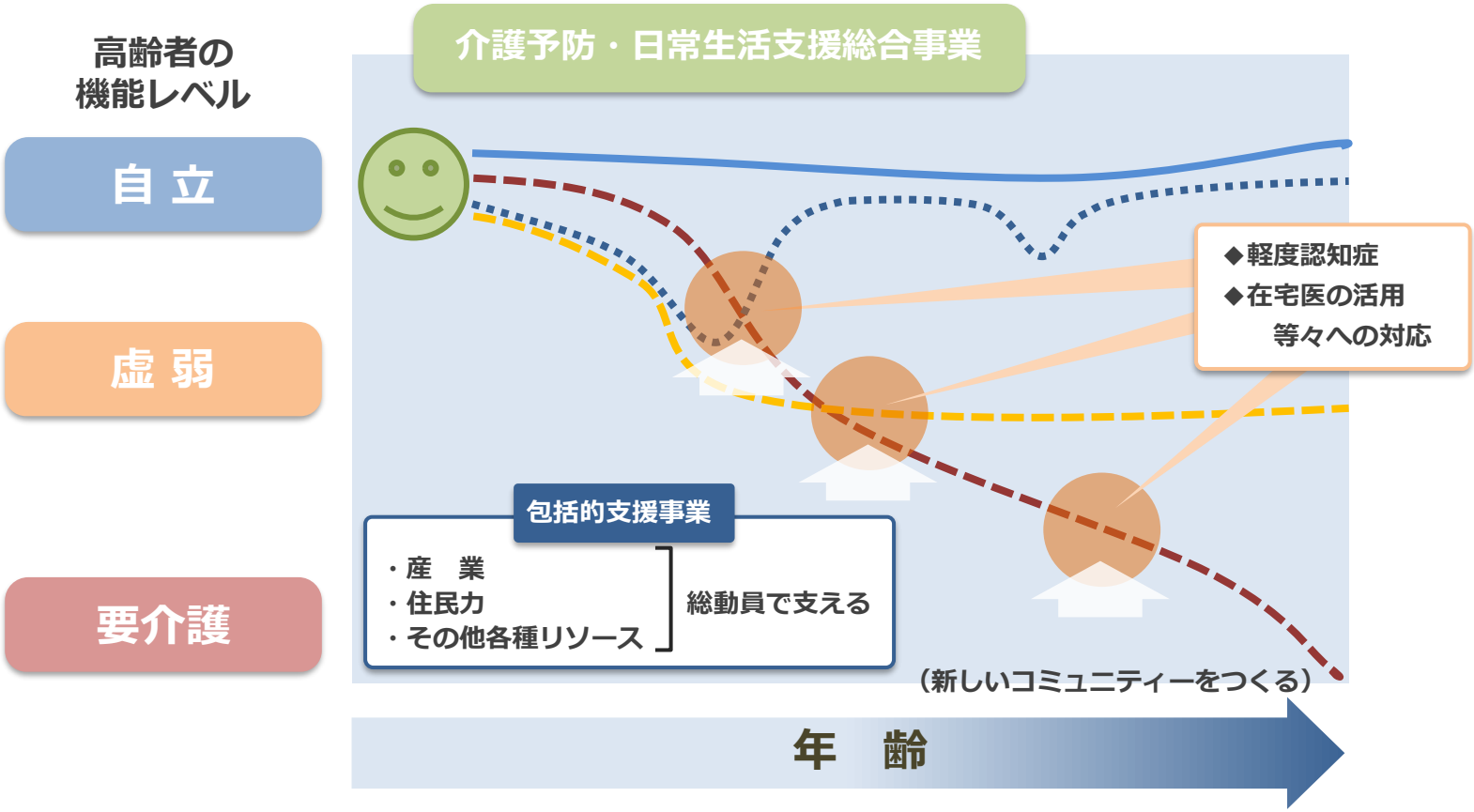

参照；地域包括支援センター運営マニュアル2訂（平成30年6月一般財団法人長寿社会開発センター）P239　一部改変

地域支援事業は保険者が司令塔

地域支援事業は多様なニーズにタイムリーで柔軟に対応する

振り返り・まとめ

1. 地域支援事業は、地域の力を総動員して活用することが重要

2. 地域支援事業の仕組み作りは、豊かな地域のリソースを多面的に捉え、多様なニーズに生かすことがポイント

3. 地域支援事業では、保険者が司令塔として全体を見渡しながら事業を推進し、地域包括支援センターは、地域において（個別具体に）事業を展開する

4. 地域支援事業は「高齢者一人ひとりの多様なニーズにタイムリーで柔軟に対応する」ことができる事業である